嘉手納村広報

発行所
嘉手納村役所
(076) 2001
南西印刷所
電 (8)－4321

月	日	立法院議員総選挙事務日程表　1962年11月11日執行
10月	22日	1，補充選挙人名簿調製現在日
		2，既存名簿の閲覧開始
		3，中央から送付された選挙期日の告示等の掲示
		4，立候補届出及び推せん届出の経由受付開始及び告示
		5，選挙事務所の設置届出受付開始及び中央い員会への報告
		6，投票用紙，投票用封筒及び不在者投票証明書の交付請求受付開始
		7，中央い員会から指定された市町村い員会が選挙運動用ポスター（600枚以内）及び演説会の広告用ポスター（一会場50枚以内）の検印開始
		8，天災事変等により住所を移した者の申出受付開始
		10，開票立会人届出受付開始
		11，数投票区を設けたときの告示及び中央い員会への報告
		12，投票所の開始時刻の繰り上げ繰り下げるときの告示及び投票管理者への通知
		13，投票管理者同職務代理者開票管理者同職務代理者の選任告示及び選挙長に報告開始
		14，投票所の告示開始
		15，棄権防止及び選挙に関し特に必要と認める事項の周知等の啓蒙宣伝の開始
		16，繰り上げ投票の期日を定めた場合の告示及び投票管理者並びに中央い員会への通知
		17，入場券配付開始
	23日	1，補充選挙人名簿申請受付開始日
	27日	1，補充選挙人名簿申請受付最終日
	28日	1，補充選挙人名簿調製開始
		2，選挙公報封筒の表書き開始
		3，天災事変により住所を移した者の申出受付最終日
	31日	1，補充選挙人名簿調製最終日
11月	1日	1，補充選挙人名簿縦覧及び異議申立開始
		2，補充選挙人名簿の異議申立に対するい員会の決定開始
		3，立候補届出（経由）受付最終日
		4，選挙公報封筒の表書き終了
	2日	1，選挙長から立候補の通知を受けたときの告示
		2，選挙公報配付準備
	3日	1，選挙公報の配付開始
	4日	1，補充選挙人名簿の縦覧及び異議申立最終日
		2，既存総選人名簿の閲覧最終日
	6日	1，投票所の告示最終日
		2，補充選挙人名簿の異議に対する決定最終日
	8日	1，投票立会人届出受付最終日
		2，開票立会人届出受付最終日
		3，開票立会人の届出が5人を超える時のくじを行なうべき場所及び日時の告示
	9日	1，投票立会人の届が5人を超えたときのくじ
		2，開票立会人の届出が5人を超えたときのくじ
	10日	1，不在者投票用封筒及び投票用紙請求申出受付最終日
		2，補充選挙人名簿の確定
		3，右選挙人の数の報告（中央へ）
		4，選挙公報配付（各世帯に到着）終了日
		5，開票場所及び日時の告示及び選挙長への報告
		6，投票所の準備
		7，選挙人名簿の送付完了（各投票管理者へ）
		8，入場券の配付完了
	11日	1，投票日，①投票所を設けた場所の入口から100メートル以内の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令②投票所から100メートル以内のポスターの撤去完了
	12日	1，開票

第一回村政懇談会報告について

建設課長　津波古行徳

嘉手納村当局では、民主的な村行政を進めて行くため村の施政を広く村民に披歴しそして村民の建設的意見を拝聴し今後の村政の基盤に資し広く村民の協力を得る目的で、去る八月二日から八月九日迄の六日間にわたつて二ヶ区を一単位に村当局より三役四課長並に議会事務局職員、教育い員会議員が出席して、村政懇談会が催されました。懇談会は村当局より一九六三年度予算並に事業計画そして今後の村政の方針等が報告され引続き質疑応答が行なはれ村民多数が熱心におられが村の村政について懇談そして意見をのべられ夜おそく迄催されましたので、その模様を（村民の意見とそれに対する村当局の答等）概略にお知らせします。

村政懇談会日程は、八月二日に屋良事務所に於いて一、二区、「八月三日村役所二階で三、四区、八月四日村役所二階で五、六区の予定でしたが都合に依り延期」八月五日の七、八区も都合に依り延期八月六日村民会館に於て九、十区、八月九日兼久事務所で十一区の順に行なわれ第一回村政懇談会としては上出来でありました。又この様な催しを年間二、三回催してもらう要望等があり村当局としても出来るだけ村民の要望にこたえたいとの話しがありました。ではまず村政懇談会に出された問題を一つ一つ村当局の答をいれて皆様にお知らせ致します。

問）優良種畜購入にどの位いの補助金を出しているか。

答　村では家畜の改良増殖を図るため一九五六年七月一日に嘉手納村優良種畜購入補助金交付規程を制定して毎年村予算のゆるすはんい内において次の通り補助金を交付しています。

●資格1、嘉手納村に籍を有し且つ在住する者2、畜産に熱心である者、3家畜の血統証明書を有する者4、資質の優秀なるもの（家畜）5、体型の整ったもの（家畜）

●補助金1、家畜購入補助金は購入価格の三割以内として最高価格は牛一頭につき十六ドル六十仙、豚一頭につき八ドル三十仙、乳用山羊一頭につき四ドル、初ひな一羽につき（村長が適当と認めた品種）四仙、以上のように購入者に対して補助金を出しておりますのでこれについてくわしく知りたい方又、補助金をうけたい方は村役所経済課迄御願います。

問）農機具購入補助金はどのような機具にどの位の補助金を交付しているか。

答、村では農機具を村民の皆様が多く利用していただき、今後の農業経営を合理的にしていただくため一九六二年八月二十二日（規程第四号）に嘉手納村優良農機具購入補助金交付規程が制定され毎年村予算のゆるす範囲内において村長が適当と認めた機具購入者に対して補助することになつておりますのでこの補助金をうけたい方は村役所経済課に申し出て下さい。なお、補助金申請期間は毎年四月末日迄に村長が特に必要があると認めた時はこれを変更することが出来る様になつています。

問）農業協同組合を早急につくつてもらいたい又現在設立準備が進められている様だがどの程度進められていつ頃設立されるみこみか

答、現在村には農協がないため肥料の購入、農薬及び種子購入等並に農作物（甘藷その他）けい卵の搬出等に支障をきたしておるのみでなく農業経営を拡大しようとしても銀行より資金の借入（貧しい財政並に農業規模）が出来ずこまつた方々が相当おる事と思う、そういった方々に農協が設立されることによつて指導並えん助を得て事業を拡大することが出来ると思い村ではこれが必要性を認め又村民よりの要望もあり、これが設立をいそいでおります。

現在農協設立の準備は各区より準備委員二、三名選出して規約の審議等は終り事業計画書を作製中でありますので今会計年度中（一九六三年六月末日）には設立出来るものと思う。つきましては村民各位の物心両面からの御援助御協力をお願いします。

問）西兼久黙認耕作地に耕運機を入れて農耕は出来るか

答、兼久黙認耕作地に現在四八、九八〇坪余を十区、十一区々民が農耕しており、現在耕作以外は柵の内に入れる事が出来ないため農家の皆様がトラクターによる開墾並に甘蔗等を植付けした場合これが収穫をする場合トラック等を柵内に入れる事が出来ないため甘蔗を植付ける事が出来ずこまつている現状でありますので村としては琉米親善い員会を通じて折衝の御要望に応じたいと思います。

問）子供の遊び場設置補助金はどの位いか。

答、一九六一年六月三十日規程第五号をもつて子供の遊び場設置補助金交付規程が制定村予算の範囲内で補助金を出すことになつておりますので子供の遊び場を設置しようとする団体は同規程を参照（あるいは村役所迄来所）の上申請して下さい。なお、現在迄に補助した団体は九区子供遊び場円、五区子供遊び場の二ヶ団体であります。

問）内水道事業計画並に現業者が給水しておる水の消毒はなされておるか。

答、現業者が給水しておる水の消毒については、保健所並に村では現業者にカルキ殺菌する様指導を行ないたい又さる三月定例会（立法院）で水道法が施行になつておりますので水道事業をいとなもうとするものは法に基いて施設の改善並に水の消毒を行なはなければならなくなつておるので、この面については改善されるものと思います。又村では水道事業を村営にすべく計画を進めておりますので近い将来には衛生的な水を皆様の家庭に給水する事が出来ると思う。現在村では第一次水道事業計画として一号線以西と第二次水道事業計画として一号線以東に分けて計画を進めており第一次計画地域の地形測量に完了し水道公社へ（村の要水量を申請してありますのでこれが回答あり次第設計にとりかかり今会計年度（六三年六月末日迄）中にこれが工事にとりかかる計画で作業を進めておりますので村民各位の御協力御援助を切望いたします。

その他主なる質問に村税徴収並に滞納、教育予算と税の関係、淡水プール設置、公民館活動補助金について現地料問題、道路工事問題保健衛生問題等についての質問がありました。

以上簡単に第一回村政懇談会の模様をお知らせ致しましたがこれをふりかえつてみますと一般的に村民は五、六年前迄はそう村政に関心がなかつたのでありますが現在では「おらが村は自分達の手で」と村民一人一人が研究そして村当局を激励する様になつて参り村役所におるものとしてもはりあいがでてまいりました私達としましてもまた村民各位の声を拝聴し各位の御期待にそいたく努力致したいと思いますので今後とも村発展のため御協力御援助方お願いします。

生改研修会

百名余のリーダーが熱心に討議

家族関係の民主化など

さる十月二十八日と十九日の二日間中部地区農業改良普及所嘉手納支所主催で北谷、嘉手納、読谷の生活改善グループのリーダー研修会が読谷村の高志保公民館で開かれました。これは婦人としての健康の保持と家庭生活の合理的運営、次代の高度をつくるための育児と家庭教育、家族関係の民主化など四つの目標を達成するために努力した日ごろの問題点を話にみんなで討議を深めようと開かれたもので、二十八日は三村の場合には物の生産と消費リーダー百名余が集まり午前十時三分までに受付を終った後読谷村からのお茶や菓子のサービスがあって会場の空気をやわらげて十時四十分から二日間にわたる本格的な日程に入りました。今月はこの生活改善グループ、リーダー研修会のテキストから家計簿について学習することにしました。

私たちがよりよい生活をするためには個人的努力と社会的努力との二つがあります。家計簿をつけるということは家庭の収支を正しくする個人的努力であり、昔から「入るを はかって出ずるを 制す」というこの言葉が家計のモットーとされているのも興味のあることではありません。こうした個人的努力のつみ重ねの上にはじめて個人的努力の限界をわかって、社会的努力に目を向けることになります。いわゆる貧乏生活とは、家計簿をつけていないなどの原因があります。私たちに生活設計の考も育てられます。家計の農学は、生活向上のための第一歩であって、老後のため、結婚、家庭建設のためのお金、子供、住宅資金等双方を見なおすことからはじめなければなりません。

家庭経済には二つの型があります。労働者やサラリーマン等をいわゆる勤め人の家計と農家、商店、家庭労働者のような自営業者の家計であります。つまり人の場合には物の生産と消費が社会と家庭とにはっきり分離してしまって家庭生活に必要な物やサービスは一切金を出して買わなければならない。家計簿も現金だけもれなく収支を書きとめれば生活費の大部分がつかめることになります。家計収入の不安定が家計を左右するものであります。特に神経の農家は一部をのぞいては殆んどが農業であって、農業は自然の影響を直接受けるものであるだけでは生活が出来ないため農業のかたわら工場労働者、大工等、妻は夫等をかねています。このような自営業の家計では現金の外に現物の消費も記帳しないと家計の半分しか分らないことになります。さて、家計には収入、支出、収支の関係の三つの部分からなりたつていますが、収支の差が赤字になれば、収入の不足を借金でうめるか、あるいは支出をきりつめて耐乏生活をしなければなりません。家計の農学は、選挙の規定をみると、第二に選挙の公正化をはかり、第三に選挙費用の節減をはかり、第四に選挙運動の公明化をはかり、第五に選挙違反がなくなるようにと、選挙法は、ずいぶん細かくきめられています。

生活設計とは、いかにして、家計の農学を生み出すかの工夫であるといっても過言ではありません。私たちが家の家庭経済がどのようにいとなまれ、どこに改善すべき強味があるだろうか生活の貧しさの根源は何であるだろうか、何よりも先ず家庭経済の実情を家計簿にもれなく記録して、取捨く収入支出の内容をしらべて問題のあり方を知らなければなりません。

フラトールで野鼠退治

昼良や久得を皮切りに

最近各地で野ズミが多くなり農家の人たちはそのうえられていますからこの薬剤と。

フラトールの使えを用いて駆除を行なう場合は次位置に注意をあげ、一口も従って使用して下さい。

▲屋内で行なわないこと

▲えさは地表上に仕掛けないこと

▲えさを仕掛け終ったときは作ったえさを保護生地上に残すおそれがない様に注意すること（従来などに野ネズミ防除薬として、フラトールを点滴しました。なお、フラトールは導物及び劇物取扱法ならびに毒物及び劇物取扱法により保管上の表現が定められています。）

▲農業者は、パンを食べるようにさ汚れた手を日に洗わないこと

▲食品は、表示の[illegible]

▲食品は、表示の[illegible]

11月11日は立法院議員総選挙の投票日です

政治は、私たちの日常生活と結びついて切りはなすことのできないものです。その政治の方向をきめるのは、立法院です。選挙は私たちの代表者たる立法院議員を選ぶ大切な行事であり、また、裏を返せば、私たちの生活を選ぶ大切な行事であります。自ら信ずる人に清き一票を投じて楽しい明るい社会を実現することによって民主的な社会を築くことを願ってやまない。

そこで公明選挙運動についてお知らせすることにします。

▲政治と選挙

民主主義とは、主権が国民にあるということです。私達住民だけが政治を決定することができるのです。もちろん一つ一つの事柄について、住民が意見をのべあって、決定するわけにはゆかないので近代の民主主義の国々では、住民自らが代表を選んでこれに政治を委ねるという間接民主主義の方法がとられています。このような民主主義を選ぶためには、選挙こそ住民の代表を選ぶ制度のもとでは、選挙こそ政治のよしあしを決める根源であります。しかしひとたび選挙が終ってしまえば、住民は選挙に関与することはできません。

▲公明選挙とは、このような見地から理想的な選挙を実現しようとする運動であります。それは、選挙違反のないようにすることです。

ぼくめつや政は、棄権防止の運動はもちろんのことですが、経済的には有権者一人一人が政治にどういう人物を代表としてえらぶのが最も適当かということをよく考え、他人の指図をうけないで自分の判断によって、投票し、正しい明るい選挙によって住民の代表を選ぶためのものであります。

公明選挙は、選挙法の規定に違反しないよう、[illegible]

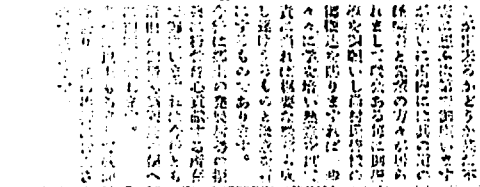

就任の挨拶

嘉手納農業委員会
会長　宮城清次郎

1962年度嘉手納村歳入歳出各会別決算表

自 1961年7月1日
至 1962年6月30日

歳入								歳出							
科目	予算額	調定額	収入済額	未収入額	不納欠損額	予算に対する収入率		科目	予算額	流用額	予算現額	支出済額	不用額	予算に対する支出率
1 村税	20,140.00	57,778.32	51,702.65	24,110.25	3,439.00	112.21	1 議会費	6,123.00		6,123.00	5,747.50	375.50	93.87
2 地方譲与税	13,222.00	13,222.00	13,222.00	0	0	100.00	2 役場費	37,872.00		37,872.00	36,479.11	1,392.89	96.32
3 財産収入	21,633.00	23,391.19	22,293.19	0	2,297.19	116.80	3 消防費	8,039.00		8,039.00	6,766.84	1,272.16	84.18
4 分担金及負担金	2.00						4 土木費	11,914.00		11,914.00	11,539.71	404.29	96.62
5 使用料及手数料	2.00						5 社会及び労働費	13,855.00	2.23	13,882.23	12,055.70	1,803.53	86.98
6 使用料及手数料	3,850.00	5,077.45	5,077.45	0	1,219.45	131.87	6 保健衛生費	3,097.00	37.17	3,134.17	2,568.75	535.42	82.04
7 政府支出金	7,131.00	5,209.49	5,209.49	0	△1,921.51	73.05	7 農業経済費	9,487.00		9,487.00	7,777.23	1,709.77	81.98
8 繰越金	160.00	173.51	173.51	0	13.51	110.31	8 財政費	42,968.00		42,968.00	42,913.00	55.00	99.87
9 雑入金	1.00						9 選挙費	835.00		835.00	737.32	98.68	88.20
10 繰越金	47,533.00	47,533.03	47,533.03	0	.03	100.00	10 公債費	4,298.00		4,298.00	4,252.50	45.50	98.94
11 雑収入	23,303.00	31,945.25	31,945.25	0	8,552.25	137.36	11 諸支出費	5,738.00	11.18	5,749.18	5,394.75	354.43	94.02
12 村債	3.00						12 予備費	300.00	△ 50.58	249.42	0	249.42	
歳入合計	144,562.00	181,253.64	158,155.39	26,110.36	13,593.30	109.40	歳出合計	144,562.00		144,562.00	138,252.44	8,329.56	94.24